

公益社団法人唐津法人会 定款変更  
新旧対照表

旧	新
<p>第4章 総会 (招集)</p> <p>第14条 総会は、開催の日から少なくとも1週間前に、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。なお、総会参考資料等については、電子提供措置をとるものとする。</p>	<p>第4章 総会 (招集)</p> <p>第14条 総会は、開催の日から少なくとも<u>2</u>週間前に、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。なお、総会参考資料等については、電子提供措置をとるものとする。</p>